

鹿児島高専テクノクラブ規約

(名称)

第1条 本会は、鹿児島高専テクノクラブと称する。

(目的)

第2条 本会は、鹿児島工業高等専門学校を核とした、産学官の技術・研究交流と協働による人材教育を通じて、地方創生と地域活性化に資することを目的とする。そのために以下の活動を行う。

- (1) 産学官による共同研究の推進
- (2) 産学官による技術的、人的交流の推進
- (3) 産業界の技術向上、技術情報に関する支援
- (4) 鹿児島工業高等専門学校の学生教育への支援

(事務局)

第3条 本会の事務局は、会長が指定する場所に置く。

(会員)

第4条 本会の会員は、本会の目的に賛同する次に掲げる会員をもって構成する。

- (1) 一般会員：一般企業等に属する会員
- (2) 特別会員：本会を指導・助言する立場の会員

(役員)

第5条 本会には、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 理事 若干名
- (4) 監査役 2名
- (5) 幹事 若干名
- (6) 顧問 若干名

(役員を選任及び任期)

第6条 前条第1号から第4号までの役員は、総会において選任する。

- 2 前条第5号及び第6号の役員は、役員会の推薦により会長が委嘱する。
- 3 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 役員は、任期後も次期役員が決定するまでは、引き続き会務を行うものとする。
- 5 任期途中で欠員が生じた場合の後任の役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員職務)

第7条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 3 理事は、本会の運営について企画・立案する。
- 4 監査役は、本会の会計を監査する。
- 5 幹事は、本会の庶務及び会計を担当する。
- 6 顧問は、会議に出席して指導・助言する。

(運営費)

第8条 本会の運営費は、年会費、寄附金及びその他の収入をもって充てる。

2 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会議)

第9条 本会の会議は、総会、役員会及び技術研修会とし、議長は会長をもって充てる。

2 議事は、出席者の過半数をもって決する。ただし、可否同数の場合は、議長が決する。

(総会)

第10条 総会は、毎年1回開催し、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 規約の制定及び改廃
- (2) 予算・決算及び会計監査報告の承認
- (3) 年間事業計画
- (4) 年会費の額
- (5) 役員を選任
- (6) その他重要な事項

(役員会)

第11条 役員会は、必要に応じて会長が召集し、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 総会から諮問された事項
- (2) 本会の運営方法等に関する専門的な事項
- (3) その他本会に関する事項

(技術研修会)

第12条 技術研修会は、4箇月に1回とする。ただし、特別な場合はこの限りではない。

(入会及び退会)

第13条 入会は、役員会の承認を必要とし、退会は、本人の申し出により認める。

2 年度の途中で退会した場合の年会費は返金しない。

(雑則)

第14条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、本会が別に定める。

附 則

1 この規約は、平成10年3月6日から施行する。

2 この規約の施行の際、最初に選出された役員任期は、第6条第4項の規定にかかわらず、平成12年3月31日までとする。

附 則

この規約は、平成12年5月8日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、平成24年5月25日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、平成 27 年 5 月 22 日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規約は、平成 28 年 5 月 24 日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。